

弘前市社会教育委員公募要領

1 公募の概要

(1) 公募する職

弘前市社会教育委員

(2) 職務内容

社会教育法第17条の規定により、社会教育に関し教育委員会に助言するために次の職務を行う。

- ①社会教育に関する諸計画を立案すること。
- ②教育委員会の諮問に応じ、意見を述べること。
- ③上記の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

(3) 任期

令和8年8月1日から令和10年7月31日までの2年間。

(4) 報酬・旅費

社会教育委員会議に出席した場合、弘前市条例の規定による報酬及び交通費相当額を支給。

(5) 会議開催（予定）

社会教育委員会議年2～3回（任期中4～6回）程度。

※会議記録等はホームページで公開し、委員氏名も記載されます。

2 募集人員 2名

3 応募資格

委員に応募できる者は次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者。
- (2) 年齢18歳以上の者（令和8年5月1日現在）
- (3) 本市の他の附属機関の委員でない者。
- (4) 市議会議員及び市職員（退職者を含む。）でない者。
- (5) 社会教育に関心を持っている者。
- (6) 平日に開催される会議に出席できる者。（会議時間は約2時間）
- (7) 過去に公募委員に選任されていないこと。

4 応募方法

次の書類を提出してください。なお、提出いただいた書類は返却しないことをご了承ください。

応募書類に記載された個人情報は当該公募に係る選考のためにのみ利用し、それ以外の目的で利用、提供いたしません。

- (1) 応募用紙（別紙様式）※市ホームページからダウンロードできます。
- (2) 小論文 下記のテーマについて応募動機を含めて述べてください。
（800字程度。自筆・パソコンでの作成を問いません。）

<小論文テーマ>

『持続可能な地域づくりを推進するうえで、あなたが考える社会教育の役割について』

5 募集期間等

令和8年5月1日（金）から5月21日（木）までとします。

応募は、直接生涯学習課窓口へ提出、郵送、電子メールのいずれかで受け付けます。なお、窓口へ提出の場合、受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までとします。

6 選考

弘前市社会教育委員公募委員選考委員会において、応募書類を審査し、委員として委嘱することが適当であると認められる方の中から選考します。

7 選考結果の通知

選考結果は、令和8年7月末までに応募者全員に通知します。

※委員の氏名は委員名簿等により公開されます。

8 応募・問い合わせ先

弘前市教育委員会生涯学習課企画係

住 所 〒036-1393 弘前市大字賀田1丁目1番地1

電 話 0172-82-1641(直通)

FAX 0172-82-2313

E-mail shougai@city.hirosaki.lg.jp